

○ 総務省  
財務省 令第二号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項の規定に基づき、地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

財務大臣 与謝野 馨

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年 総務省  
財務省 令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令

本則中「。以下「令」という。」を削り、「第二十一条第三項」の下に「並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項」を加え、「。以下「法」という。」を削り、「令第二条」を「地方財政法施行令第二条」に、「法第五条の四」を「同法第五条の四」に

、「第五項まで」を「第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十号）第十三条第一項」に、「令第四条」を「同令第四条」に改める。

附則第二項中「第四条」を「第五条」に改め、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間におけるこの省令の適用については、「第二十一条第三項」とあるのは「第二十一条第三項並びに附則第三条第四項及び第五条第四項」と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と

、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の七第二項及び第三十三条の八第一項」とする。

#### 附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行し、平成二十一年度の地方債から適用する。